

## 役員就任承諾及び誓約書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人磐田市体育協会  
会長 河島 直明 様

住所又は居所

氏 名

印

私は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人磐田市体育協会の 理事 に就任することを承諾します。

### \* 特定非営利活動促進法

#### 第 20 条

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 31 条第 7 項の規定を除く。）違反したことにより、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員等
- (6) 第 43 条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者

#### 第 21 条

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の数分の 1 を超えて含まれることになってはならない。